

学校いじめ防止基本方針

平成26年4月策定
甲府市立大國小学校

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。全ての児童・生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

このことから、いじめ問題は学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていきます。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があります。また、道徳や総合的な学習の時間、学校行事、学年行事などに関連付け、総合的に取り組んでいく必要があります。

いじめ防止対策推進法13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針や山梨県、甲府市の基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定しました。

2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織を中心に、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的な「いじめ対策」を行っていきます。

(1) 「いじめ対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任で構成。(10名)

* 緊急な問題を話し合います。

* 必要に応じて、PTA役員、学校評議員、スクールカウンセラー、教育委員会に参加をお願いすることがあります。

(2) 「いじめ対策委員会」の役割

いじめの未然防止、早期発見、対処の仕方等について話し合い、実行していきます。

3 未然防止の取り組み

(1) 望ましい学級集団づくり

学校の最小単位である学級づくりが、基本となります。学習規律の確立や学級内の友達同士や教師と児童の望ましい人間関係の構築を図っていきます。時

には、ＱＵ（楽しい学校生活を送るためのアンケート調査）などを実施し、客観的に学級内の人間関係や児童の内面の有様を調査し、対応していきます。

また、「分かる授業」を実現していくことによって、児童一人一人が自己実現ができ、分かる喜びを味わうことができるよう「授業づくり」を工夫していくことが大切です。いじめ加害の背景には、学習や人間関係のストレスが関わっていることもあるので、ティームティーチング等を活用し、一人一人を大切にした授業づくりをしていくことも大切にしていきます。

さらに、安心して生活できる「居場所づくり」を進め、全ての児童が自己有用感が持てるように、学校生活の中で活躍し、輝くことができる場を工夫して作り出していきます。

（２）月１回の情報交換

職員会議の折、生徒指導上の問題を抱える児童、不登校児童、特別な支援を要する児童、いじめ問題について、全職員で情報交換をする機会を設定します。

（３）「保護者アンケート」「児童アンケート」の活用

学校評価の一環として実施している「保護者アンケート」や「児童アンケート」を活用し、保護者からの声や児童からの声を汲み取り、対応していきます。

（４）児童会活動での取り組み

日常的な児童会活動や児童会行事を通じて、児童同士が相手に感謝の気持ちを持ったり、どのような行動が相手への思いやりに繋がっていくかを気づかせたりしていきます。

4 早期発見の取り組み

（１）教師と児童の信頼関係を構築する

いじめは、早期発見が早期解決につながります。早期発見のために日頃から教師と児童との信頼関係を構築することに努めていきます。いじめは、教師や大人が気づきにくいところで起きている場合が多く、潜在化しやすいということを認識する必要があります。教師は、児童の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取る力をさらに向上させることが大切であるという認識のもと、日々実践していきます。

（２）いじめアンケートの実施

学期１回の定期的な「いじめアンケート」を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を作り、実態把握に取り組んでいきます。児童の訴えがあった場合は、事実を正確に把握し、その解消に努めます。必要に応じて、「いじめ対策委員会」を開いたり、保護者との連携を密にし早期の解決に結びつけていきます。

5 早期発見のための手立て

- (1) 学期1回のアンケート実施
- (2) 日々の児童の観察
- (3) 本人からの相談
- (4) 周りの友達からの相談
- (5) 保護者からの相談
- (6) 保健室の様子
- (6) 個人面談
- (7) スクールカウンセラーによる教育相談
- (8) 地域の方からの情報

6 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応していきます。被害児童を守るとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に行うのではなく、社会性の向上や児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行っていきます。

教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たっていきます。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと判断された場合は、甲府市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署と相談します。いじめが「重大な事態」と判断された場合は、甲府市教育委員会からの指示に従って必要な対応を行います。

さらに、「いじめられた児童とその保護者への支援」「いじめた児童への指導やその保護者への助言」「いじめが起きた集団への働きかけ」を行っていきます。

7 いじめ防止指導計画

	会 議	防 止 対 策	早 期 発 見
4 月	いじめ対策 委員会		
5 月	月 1 回 の 情 報 交 換	学 級 づ く り ・ 人 間 関 係 づ く り 保 護 者 ア ン ケ ー ト 児 童 ア ン ケ ー ト 実 施	
6 月			いじめアンケート の実施
7 月			
8 月			
9 月			いじめ対策 委員会
10月			
11月			いじめアンケート の実施
12月			
1 月			いじめ対策 委員会
2 月			いじめアンケート の実施
3 月			